



- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町大桃字家向山九五九の一七から九五九の三一まで、九五九の四  
2 保安林として指定された目的  
雪崩の防止

3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
主伐は、択伐による。

4 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町耻風字鬼丸山六二三の二、六二三の三、六二三の二七から六二三の三〇まで、六六七から六八〇まで、六八一の一、六八一の二

2 保安林として指定された目的  
(一) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 2 干害の防備  
変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町内川字上の山七三八の三三、七三八の四三、九三一、九三三、九二四の一

2 保安林として指定された目的  
干害の防備

3 2 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

5 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町内川字上の山七三八の三三、七三八の四三、九三一、九三三、九二四の一

2 保安林として指定された目的  
干害の防備

3 2 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 公 告

<p>（森林保全課）</p> <p>（森林業総室）</p> <p>（森林保全課）</p>	<p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>（森林保全課）</p>	<p>（1）立木の伐採の方法</p> <p>（2）主伐は、択伐による。</p> <p>（3）標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>（4）間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<p>（1）立木の伐採の限度</p> <p>（2）立木は、次とのとおりとする。</p> <p>（3）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>南会津郡南会津町小塙字丸山一二七二の一、一二七二の四</p> <p>保安林として指定された目的</p> <p>公衆の保健</p>	<p>（1）立木の伐採の方法</p> <p>（2）主伐は、択伐による。</p> <p>（3）標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>（4）間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<p>（1）立木の伐採の限度</p> <p>（2）立木は、次とのとおりとする。</p> <p>（3）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>南会津郡南会津町内川字上山七三八の一三、七三八の一四、七三八の一七、七三八の二九、七三八の四六から七三八の四九まで、七三八のタ、八九一から八九九まで、九〇一から九〇八まで、九一四の二から九一四の二一まで、九一五、九一六の一、九三三の一、九九五、一〇〇二、一〇〇三、字糸沢山七四二の一、七四二の二、七四二の一〇から七四二の三三まで、八六一、八六一、八六九から八七九まで、八八一から八九〇まで、一〇〇四</p>	<p>（1）立木の伐採の限度</p> <p>（2）立木は、次とのとおりとする。</p> <p>（3）立木の伐採の方法</p> <p>（4）主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>（5）主伐として伐採をことができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>（6）間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<p>（1）立木の伐採の限度</p> <p>（2）立木は、次とのとおりとする。</p> <p>（3）立木の伐採の方法</p> <p>（4）主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>（5）主伐として伐採をができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>（6）間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>
--	--	---	--	---	---	--	--

## 公 告 第 1 4 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか12施設の電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年1月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福島県会津家畜保健衛生所ほか12施設で使用する電気 予定数量 7,122,500 kWh

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

令和7年11月13日

4 落札者の氏名及び住所

伊藤忠エネクス株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

5 落札金額

146,667,171円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年10月3日

（農林総務課）